

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第四十七号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規

則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「職員の」を「職員等の」に改め、同項中「県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員」を「次の各号に掲げる職員の当該各号に定める日以後」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 県職員給与条例附則第九項の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者（佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号）附則第三項に定める者に限る。以下この号において「特定職員」という。） 五十歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）

- 二 学校職員給与条例附則第十七項の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級の欄に掲げる職務の級である者（以下この号において「特定職

員」という。) 五十歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成二十二年四月一日前に五十歳に達した職員に関する読替え)

2 平成二十二年四月一日前に五十歳に達した職員に対する改正後の佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則附則第二項の規定の適用については、同項中「五十歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成二十二年佐賀県人事委員会規則第四十七号)の施行の日」と、「五十歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

(佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
改正)

3 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される」を「佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則附則第二項の規定が適用される」に、「佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則附則第二項」を「同項」に改める。